

6月1日スタートします



子ども安全協力バス

本市では、六月一日(木)から「子ども安全協力バス」事業を開始します。市民の皆さんが、一層「安心・安全」に暮らせるよう、児童生徒の登下校時における安全を守るもの

で、児童生徒が不審者に追われるなど、緊急避難を必要とするとき、運行中の路線バスに保護を求めることができる制度です。警察と県バス協会の協力です。市内を運行するすべての路線バスが対象となり、乗降口付近の窓に「子ども安全協力バス」と分かりやすく表示します。児童生徒を保護した場合は、警察に連絡し、指示に従いながら引き継ぎます。

児童生徒の安全な通学を確保するためです。バスを利用する皆さんの協力をお願いします。
○：問い合わせは青少年課 ☎231-5138へ。

通学区域外の小中学校を希望する人は 新入学時の申請が必要です

本市では、小中学校の通学区域を定めています。が、それ以外の学校を希望する場合、定められた距離の範囲内で新入学時に学校を選択できます。希望者は事前に申請手続きが

必要。来年度、小中学校へ新入学する予定の児童生徒がいる世帯へ、六月上旬に「お知らせ」を送ります。
なお、学校案内は各小中学校・幼稚園・保育所(園)・地

区公民館・市立図書館などで閲覧できます。また、学校公開や説明会も実施。学校生活の様子を見ることができ、申し込み10月18日(水)31日(火)(土日曜を除く)に所定の申込用紙を市役所学校教育課(☎890-5812)へ直接

忘れず国保の脱退手続きを ほかの保険に加入したとき



窓口では丁寧に説明します

14日以内に 届け出必要

国民健康保険(国保)に加入している人が、会社などの社会保険に加入したり、被扶養者になったりしたときは、脱退手続きが必要です。この手続きをしないと、国保に加入したままの状態になり、国保税が課税されます。十四日以内に本人か家族が届け出てください。代理人でも受け付けられます。手続きによって国保税の税額が、変更になることもあります。

また、国保に加入している人で、本人の収入が百三十万円未満(六十歳以上は百八十万円未満)であれば、家族が加入している社会保険などの被扶養者に該当することがあります。被扶養者になるための基準には違いがありますので、家族が勤務する会社などへ相談してください。被扶養者になる手続きが済んだら、国保を脱退する届け出が必要です。忘れずに手続きをしてください。

○：問い合わせは国保年金課 ☎890-6250へ。

3回シリーズで「くらしのセミナー」 消費生活の情報学ぼう

三回シリーズで行うくらしのセミナーを開催します。現在、商品・サービスがあふれ、消費者の選択が重要。最新の情報を学び、生活に役立てましょう。

日時①6月12日(月)②6月20日(火)③6月27日(火)、午後1時

30分×3時 会場Ⅱ前橋テルサ 対象Ⅱ市内在住・在勤の人、先着六十人 テーマ・講師Ⅱ①「食の安全と食品表示」どう見ればいいの?賢い食品表示の見方」消費者問題研究所食品表示アドバイザー・垣田達哉さん②「今、風呂

敷が見直されるもったいないの心と環境を考える」和文化学研究所むす美アートデザイナー・山田悦子さん③「これからの暮らしを考える」証券教育広報センター事業推進部長・鈴木孝行さん 用意する物Ⅱ②は風呂敷 申し込み消費生活センター ☎230-1755へ

食べたら磨く習慣に

4日から10日までは「歯の衛生週間」



小さなころから習慣付けましょう

六月四日(日)から十日(土)まで、歯の衛生週間です。今年のスローガンは「ごちそうさまおはしを ブラシに 持ちかえる」です。

わたしたちの永久歯は全部で二十八本。一本でも失うと日常生活に支障が出てしまいます。歯を失う主な原因は虫歯と歯周病で、予防するためには口の中を清潔に保つことが大切。磨き残しのないよう、丁寧に磨きましょう。また、定期的にかかりつけの歯科医

療機関で健診を受けてください。

□歯周病検診 四十歳、五十歳、六十歳、七十歳の人を対象に歯周疾患検診を実施します。対象者は四月四日に受診シールを送りました。かかりつけの歯科医療機関で健診を受けましょう。なお、三月以降の転入者には受診シールは届かないので前橋保健センターへ連絡してください。
○：問い合わせは同センター ☎223-8844へ。

市・県民税の変更点も確認して 6日に納税通知書を発送

市・県民税の主な変更点	
項目	変更内容
老年者控除	廃止
寡婦(夫)控除	年齢制限なし
65歳以上の人の公的年金控除	収入額330万円以下は120万円控除
	収入額410万円以下は25%+37万5,000円控除
	収入額770万円以下は15%+78万5,000円控除
定率減税	収入額770万円超は5%+15万5,000円控除
	所得割の7.5%(最大2万円)
65歳以上で前年所得125万円以下の人の非課税措置	廃止 ただし、平成17年1月1日現在65歳以上で前年所得125万円以下の人は、年税額の2/3を減額

市・県民税の納税通知書は六月六日(火)に発送を予定しています。なお、本年度の主な変更点は右表のとおりです。
○：問い合わせは市民税課 ☎890-6203へ。

情報公開制度の充実を図るため 皆さんの意見募集します

情報公開条例の改正についてパブリックコメント(意見募集)を実施します。情報公開制度のさらなる充実を図るため、皆さんの意見をお聴かせください。

寄せられた意見は、本市の考え方とともにホームページや市役所情報公開コーナー、各支所・地区公民館で公表しますが、個別には回答しません。
期間Ⅱ6月9日(金)〜7月10日(火) 資料の閲覧場所Ⅱ市役所情報公開コーナー、行政管理課、各支所・地区公民館、にぎわい観光課。また、本市ホームページにも掲載 意見の提出Ⅱ所定の用紙に住所・氏名・意見を記入し、各閲覧場所へ直接。または、市役所行政管理課へ郵送、ファクス(24-3003)、Eメール(okkan@city.maebashi.gunma.jp) 〇：問い合わせは行政管理課 ☎890-6533へ。